

徳島県高等学校体育連盟規約

第 1 章 名 称 及 び 事 務 所

第 1 条 本連盟は徳島県高等学校体育連盟と称する。

第 2 条 本連盟の事務局を会長、副会長または理事長所在の学校内に置く。

第 2 章 目 的

第 3 条 本連盟は徳島県高等学校における体育の健全な発達を図ることを目的とする。

第 3 章 事 業

第 4 条 本連盟は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 高等学校生徒及び教職員による各種体育大会の開催
- 2 高等学校の体育に関する調査研究
- 3 高等学校体育行事に関する審議調査
- 4 体育諸団体との連絡
- 5 (公財) 全国高等学校体育連盟並びに四国高等学校体育連盟との連携
- 6 その他本連盟の目的を達成するに必要な事項

第 4 章 組 織

第 5 条 本連盟の会員は本県高等学校教職員、生徒によって組織する。

第 6 条 本連盟に競技種目別の専門部と研究部を置く。専門部の設置並びに廃止は総会の議を経て決定する。
その細則は別に定める。

第 5 章 役 員

第 7 条 本連盟に次の役員を置く。

- | | |
|------------------|---------|
| 1 会 長 | 1 名 |
| 2 顧 問 ・ 参 与 | 若干名 |
| 3 副 会 長 | 若干名 |
| 4 理 事 長 | 1 名 |
| 5 常 任 理 事 | 若干名 |
| 6 監 事 | 2 名 |
| 7 専 門 部 委 員 | 委員長 1 名 |
| 8 研 究 部 委 員 | 委員長 1 名 |
| 9 スポーツ指導助手部委員 | 委員長 1 名 |
| 10 事 務 局 長 | 1 名 |
| 11 四国高等学校体育連盟評議員 | 2 名 |

第8条 会長は本連盟を代表し会務を総括する。

副会長は会長を補佐し会長事故あるときは職務を代行する。

第9条 顧問及び参与は常任理事会において推薦し、会長が委嘱する。

第10条 理事長は会長が推薦し、常任理事会の承認を経て会長が委嘱する。

常任理事は会長が推薦し、委嘱する。

理事長・常任理事は会務の処理にあたる。

第11条 事務局長ならびに事務局次長は会長が推薦し、委嘱する。

第12条 監事は会長が推薦し、会長が委嘱する。

監事は会計を監査する。

第13条 本連盟の四国高等学校体育連盟評議員は常任理事会に於いて選出し会長が委嘱する。

第14条 種目別専門部及び研究部の役員の選出は細則による。

第15条 役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。補欠によって就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

第6章 会 議

第16条 会議はすべて会長が招集する。監事は会議に出席し意見を述べることができる。

総会の定めるところにより、専門委員会を設けることができる。

第17条 緊急な事項で総会を開くいとまのない時は常任理事会が代行し、次の総会に報告する。

第18条 総会及び常任理事会はそれぞれ出席資格を有する人数の2分の1以上の出席がなければ開くことが出来ない。但し委任状は認める。

会長は総会、常任理事会の議長となる。

第7章 会 計

第19条 本連盟の経費は、加盟高等学校教職員・生徒の会費、寄付金、その他の収入による。

第20条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第21条 予算は常任理事会の承認を得ることを要し、決算は監査を経て常任理事会および総会の承認を得ることを要する。

第8章 表 彰

第22条 本連盟は次の表彰を行う。

1 優 秀 賞

2 功 労 賞

第23条 表彰は次の事項に該当する場合は常任理事会で審議のうえ賞状又は賞牌を授与して表彰する。

1 本連盟会員で特に優秀な成績をおさめ、本連盟の名声を高揚したもの。

2 多年にわたり本連盟振興発展のため努力し、その功労が特に顕著と認められるもの。

附 則

- 1 この規約は常任理事会並びに総会の決議を経なければ変更することが出来ない。
- 2 この規約は昭和44年4月19日から施行する。
 - (平成2年4月21日 一部改正)
 - (平成14年4月18日 一部改正)
 - (平成19年4月19日 一部改正)
 - (平成26年4月17日 一部改正)
 - (令和5年4月14日 一部改正)